

## 案

## 明石市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

明石市空家等の適正な管理に関する条例（平成27年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>第3条 (略)</p> <p><u>(空家等対策計画)</u></p> <p><u>第3条の2 市は、法第7条第1項の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針</u></p> <p><u>(2) 計画期間</u></p> <p><u>(3) 空家等の調査に関する事項</u></p> <p><u>(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項</u></p> <p><u>(5) 空家等の跡地の活用の促進に関する事項</u></p> <p><u>(6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項</u></p> <p><u>(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項</u></p> <p><u>(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項</u></p> <p><u>(9) その他空家等に関する対策の実施に關し必要な事項</u></p> <p><u>3 市長は、法第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、空家等に関する情勢の変化を勘案し、及び空家等に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね10年ごとに、空家等対策計画の見直しを行い、必要な変更を行うものとする。</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

第4条～第7条 (略)

(管理不全空家等又は特定空家等に対する勧告に関する意見聴取等)

第8条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める審議の手続を経るものとする。

2 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

以 下 略

第4条～第7条 (略)

(\_\_\_\_\_特定空家等に対する勧告に関する意見聴取等)

第8条 市長は、\_\_\_\_\_法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める審議の手続を経るものとする。

2 市長は、\_\_\_\_\_法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

以 下 略

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削 る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新 設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。